

平成 22 年 4 月 28 日

各位

一般社団法人 iTECS 技術協会
理事長 極檀 邦夫

iTECS 技術協会 講習会修了証の更新について

1. 有効期限について

iTECS 技術は、現地コンクリート構造物の健全性を診断するための技術ですので、多種多様な構造物を対象とする、つまり、現地、現物、現実を重視し経験を蓄積して信頼性を高めてゆく技術です。

当協会では講習修了者の皆様には、継続的に講習会を受講し、最新の測定・解析技術と知見を共有していただきたいと望んでおり、4年間の有効期限を設けております。

2. 更新の対象者

1年以内に有効期限4年を迎える方、または、現在失効中の方（更新講習会の受講資格が得られます）

3. 更新の条件

上記更新対象者で、有効期限前の1年間に、土木研究所と共催の技術講習会（2日間）、または、更新講習会・更新講習会に準じる講習会を受講することにより、資格証更新の資格を得られます。

4. 開催予定の講習会について

講習会の開催案内及び募集は、iTECS 技術協会のウェブサイトに掲載いたします。

なお、「スキルアップ講習会、実力養成講習会、地域講習会」といった講習会の1日目のカリキュラムを「更新講習会に準じる講習会」とします（1日目のみを受講するということも可能です）

5. 更新手数料等について

「更新講習会」の受講料は、協会員、非会員とも10,000円を予定しています。

（スキルアップ講習会などで、2日目以降も受講される方は別途費用が必要です）

また、更新手数料は2,000円です。

6. 有効期限の延長について

有効期間内に、下記の講習会を受講された方は有効期限を延長します。

- ①iTECS 技術講習会
- ②スキルアップ講習会
- ③実力養成講習会
- ④熊本地区講習会
- ⑤大阪地区講習会

上記該当者は最新の講習会の受講日から4年間で新たな有効期間となります。

7. 失効について

有効期間内に「更新講習会」を受講されなかった方の資格（修了証）は失効となります。

ただし、再度、土木研究所と共催の講習会を受講されるか、「更新講習会」、「更新講習会に準じる講習会」を受講されれば、その日から4年間で新たな有効期間として修了証を発行します。

修了証更新に関するご質問は事務局までお願いいたします。

一般社団法人 iTECS 技術協会事務局

担当 山下・伊澤・君山

info@itecs.jp

029-847-1861